# 第2部 ミャンマーの債権法

第1章	はじめに	70
第2章	契約法	72
第1節	予備規定(Preliminary)	72
第2節	第1章(Chapter I) 申込みの伝達、承諾及び撤回(The Communication, Accepta	ance
	and Revocation of Proposals)	72
第3節	第 2 章 (Chapter II) 契約、無効となり得る契約及び無効な合意 (Contra	acts,
	Voidable Contract, Void Agreement)	74
第4節	第 3 章(Chapter III) 未確定契約(Contingent Contract)	78
第5節	第4章(Chapter IV) 契約の履行(The Performance of Contracts)	79
第6節	第 5 章 (Chapter V) 契約によって生じたものと類似の一定の関係 (Cer	tain
	Relations Resembling those Created by Contract)	86
第7節	第6章(Chapter VI) 契約違反の効果(The Consequences of Breach of Contra	act)
		87
第8節	第7章(Chapter VII) 動産売買(The Sale of Goods)	88
第9節	第8章(Chapter VIII) 補償及び保証(Indemnity and Guarantee)	88
第 10 節	第9章 (Chapter IX) 寄託 (Bailment)	90
第11節	第 10 章(Chapter X) 代理(Agency)	93
第 12 節	第 11 章(Chapter XI) 組合(Partnership)	97
第3章	動産売買法及び組合法	97
第4章	動産売買法	98
第1節	第1章 (Chapter I) 前文 (Preliminary)	98
第2節	第2章(Chapter II) 契約の成立(Formation of the Contract)	98
第3節	第3章(Chapter III) 契約の効力(Effect of the Contract)	103
第4節	第4章(Chapter IV) 契約の履行(Performance of the Contract)	105
第5節	第5章(Chapter V) 支払いを受けない売主の動産に対する権利(Rights of Un	paid
	Seller against the Goods)	107
第6節	第6章(Chapter VI) 契約違反に対する訴訟(Suits for Breach of the Contrac	t)
		108
第7節	第7章(Chapter VII) 雜則	110
第5章	組合法	110
第1節	定義	110
第2節	組合員の権利義務	110
第3節	組合員の第三者に対する関係	111
<b>쓀</b> 4 節	その他	111

第6草 財	<b>才産移転法</b>	.112
第1節 交	を換(Exchange)	.112
第2節 贈	曾与(Gifts)	.112
第3節 債	貴権譲渡(訴求可能債権の移転(Transfers of Actionable Claims))	.113
第7章 会	≷社法	.114
第1節 会	≷社のために締結する契約の要件及びその効果	.115
第2節 為替手形及び約束手形等の作成等		.115
第3節 そ	この他	.115
第8章 不	、法行為法	.115

## 第1章 はじめに

本章では、ミャンマーにおける債権法に関する主要な法律を概説することを主たる目的とする。具体的には、ビルマ法典に所収されている法律のうち、契約法を中心として、動産売買法、組合法、財産移転法を検討の対象とする。また、会社法中にも一部契約法に関連する規定が存在するため、これについても併せて言及する。不法行為法については、死亡事故法及び一般の不法行為法に関する法状況について若干の言及をする。

本報告書の「はじめに」で前述したとおり、現在、ミャンマーの裁判所で適用されている制定法の体系的な法源は、ビルマ法典である。そして、このビルマ法典に所収された民商事法関連の諸法律は、明示的に廃止された箇所を除き<sup>1</sup>、現在も基本的にその効力が維持されている<sup>2</sup>。

ビルマ法典に所収されている債権法分野の諸法律も、他の分野の法律と同様、1862 年 以降の英国植民地時代に英領インドで制定されたインド法典を移植したものであり、当時 のインド法典の作成経緯等を踏まえると、当該諸法律は英国の判例法に実質的に由来する ということができるようである。例えば、ビルマ法典に所収されている契約法の基本的な 諸規定は、1872 年インド契約法(The Indian Contract Act, 1872)(1872 年インド立法会議 制定法第9号)(以下「1872 年インド契約法」という。)の諸規定を引き継いでおり、1872 年インド契約法は、その制定当時における英国の判例契約法を法典化して、インドに適用 しようとして制定されたものであり、実質において、ビルマ法典に所収されている契約法

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ビルマ法典の廃止箇所については、U San Lwin, *General Index of Myanmar Laws (Second Edition)* (2010) 掲載のリスト "Repealed Laws Enacted in English Language"を参照されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 平成 15 年 独立行政法人国際協力機構 客員研究員報告書 金子由芳「法の実施強化に資する立法支援 のありかたーミャンマー向け経済法制支援を素材として」(独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修 所・2004 年) 6 頁。

は、1872年当時の英国の判例契約法を立法化したものである3。

なお、ミャンマーにおいて英国裁判例が直接的に法源とされているか、また、ミャンマー法独自の判例(又は判例法)の形成がどの程度みられるのかといった点についてミャンマーの法律専門家にヒアリングを行った。このうち、前者については英国やインドの裁判例が参照されることはあり得るとの回答を得たものの、これらが直接の法源となっているのか、単に参照されるにとどまるのかについては確たる回答を得ることができなかった。また、後者についても十分な回答を得ることができなかった。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 以上について、内田力蔵編「研究参考資料 第66集 アジアの経済法Ⅱ-ビルマ・セイロン-」(アジア経済研究所・1964年)121 頁以下。

# 第2章 契約法

契約法は、全 11 章 (1 条から 266 条まで) から成る。以下、契約法の章立てに沿って 概説する。

# 第1節 予備規定 (Preliminary)

契約法の解釈に当たって前提となる事項及び主要な用語の定義がまとめられている。例 えば、契約法の規定は、契約法によって明示的に効力を否定されていない法令若しくは規 則又は契約法と抵触しない慣例若しくは慣習若しくは契約の付随条件に影響を及ぼさな いことが規定されている(契約法1条)。また、主要な用語の定義としては、以下のもの がある。

語	定義
申込み (proposal)	ある者が、他者に、当該他者の受諾を得ること目的として、
(契約法2条(a))	一定の作為又は不作為をなすことを表示することをいう。
承諾 (accepted)	申込みをされたある者が、同意の意思を表示することをい
(契約法2条(b))	う。
約束(promise)	申込みに対応する承諾がなされたものをいう。
(契約法2条(b))	
約因(consideration) (契約法 2 条(d))	約束者の希望により、受約者又はその他の者が一定の作為若しくは不作為を行った場合、若しくは一定の作為若しくは不作為を行う場合、又は一定の作為若しくは不作為を行うことを約束する場合における、かかる作為、不作為又は約束をいう <sup>4</sup> 。
合意(agreement) (契約法 2 条(e))	相互に約因を形成する申込みと承諾の合致をいう。
契約(contract)	法によって強制執行可能(enforceable by law)な合意をい
(契約法2条(h))	う。

# 第2節 第1章 (Chapter I) 申込みの伝達、承諾及び撤回 (The Communication, Acceptance and Revocation of Proposals)

本章は、申込みの伝達、承諾及び撤回について、それぞれがいつ効力を有することとなるか、並びにいつまで申込み及び承諾を撤回することができるかについて規定している。 また、申込みが撤回可能な場合、承諾があったとされる場合、申込み及び承諾が明示又は 黙示とされる場合について規定している。

-

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 原文は以下のとおり。"When, at the desire of the promisor, the promisee or any other person has done or abstained from doing, or does or abstains from doing, or promises to do or to abstain from doing, something, such act or abstinence or promise is called a consideration for the promise."

# 第1 申込み、撤回及び承諾が効力を有することとなる時点

申込みは、相手方に認知されたときに有効となる(契約法4条1文)。

承諾は、申込者に対する関係では承諾者から発信過程に置かれたときに有効となり、 承諾者に対する関係では、申込者に認知されたときに有効となる(契約法4条2文)。 撤回は、撤回権者に対する関係では撤回権者から発信過程に置かれたときに有効と なり、相手方に対する関係では、相手方に認知されたときに有効となる(契約法4条 2文)。

# 第2 申込み、撤回及び承諾の撤回可能性

申込みは、承諾が申込者に対する関係で有効となるまで(承諾者から発信過程に置かれるときまで)撤回可能である(契約法5条1文)。

承諾は、承諾が承諾者に対する関係で有効となるまで(申込者に認知されたときまで)撤回可能である(契約法5条2文)。

申込みは、①他方当事者への撤回通知がされた場合、②申込みに付された期間の経過若しくは申込みに期間が付されていない場合における合理的な期間の経過、③承諾者による申込みに付された前提条件(condition precedent)の不成就、又は、④申込者が死亡若しくは無能力者となり、承諾者が承諾する前にその死亡若しくは無能力の事実を知った場合、撤回されたものとなる(契約法 6条)。

#### 第3 承諾の内容

承諾は、①完全かつ無条件であり、かつ②通例に従った合理的な方式によるものであることが必要である(申込みが一定の方式による承諾であることを要求しているにもかかわらず承諾がかかる方式に従っていない場合は、申込者は一定の合理的期間の間方式の違背を主張することができるが、かかる違背を主張しない場合は、承諾を受容したものとみなされる。)(契約法7条)。

申込みに付された条件を履行すること、又は申込みと共に提供された双務的約束についての約因の受領は、申込みに対する承諾と扱われる(契約法8条)。

#### 第4 申込み及び承諾の明示・黙示

申込み及び承諾は、言語によってなされている場合は、明示的であるとされ、言語以外の方法によってなされている場合は、黙示的であるとされる(契約法9条)。

# 第3節 第2章 (Chapter II) 契約、無効となり得る契約及び無効な合意 (Contracts, Voidable Contract, Void Agreement)

本章は、契約の成立要件、契約が取消可能(voidable)となる場合、合意が無効(void)となる場合等について規定している。

なお、取消可能と無効の使い分けについては、日本法のような厳密な定義がなされているようには見受けられない。例えば、後述する錯誤の場合には合意が無効(void)である(契約法 20 条)と規定される一方で、一方当事者が事実問題について錯誤に陥っていたという理由だけでは取消可能(voidable)とはならない(契約法 22 条)とも規定されている。本章では、敢えて解釈を入れず法文に忠実に「voidable」を「取消可能」、「void」を「無効」と訳したが上記の点には留意されたい。

## 第1 契約の成立要件

合意は、①契約能力のある当事者の、②自由な同意によって成り立つ、③合法的な 約因と目的のためのものであれば、契約法によって無効とされない限り、契約となる (契約法 10条)。

二人以上の当事者が同じ事柄について同じ意味で合意したときは、同意 (consent) したものとされる (契約法 13 条)。同意は契約法 15 条以下に規定する取消事由 (下記第 3 を参照されたい。) によって引き起こされたとはいえない場合 $^5$ に、自由なものであるとされる (契約法 14 条)。

# 第2 契約能力

契約能力の要件は、①成人であること<sup>6</sup>、②判断能力があること<sup>7</sup>及び③適用のある 法律によって能力が否定されていないことである(契約法 11 条)。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 無効事由がなかったら同意がされなかったという場合、同意は無効事由によって惹起されたとされる(契約法14条2項)。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 成人法(The Majority Act)によれば、ミャンマーに住所を有する者は満18歳をもって成人とされ、18歳になるまでに保護者(guardian)が選定されている者は、特別の定めがない限り、満21歳をもって成人とされている。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 契約締結時に契約内容を理解し、自身の利益に沿うよう合理的な判断を下せることをいう。普段判断能力のない者が一時的に判断能力を有することになることもあれば、普段判断能力のある者が一時的に判断能力を失っているとされることもある(契約法 12条)。

# 第3 契約の取消事由

## 1. 威迫

威迫(Coercion)とは、他者を合意させようとして、刑法<sup>8</sup>によって禁じられた行為若しくは不法な拘束を実行すること若しくは実行する脅威を与えること、又は財産を不法に剥奪すること若しくは剥奪する脅威を与えることをいう(契約法15条)。 威迫の相手方は、契約を取消すことができる(契約法19条1項)。

#### 2. 不当威圧

不当威圧 (undue influence) とは、ある当事者が他の当事者の意思を支配することができる立場にあり、その地位を不当に自らに有利になるように用いることをいう (契約法 16 条 1 項) %。

他者の意思を支配することができる立場にある者が契約を締結した場合において、 その契約が一見して又は証拠上、非良心的であるときは、他者の意思を支配するこ とができる立場にあった者は締結した契約が不当な影響によって成立したものでは ないことを証明する負担を負う(契約法 16 条 3 項)。

不当な影響を受けた当事者は、契約を取消すことができる(契約法 19A 条 1 項)。 その契約は全て取消可能となるか、契約当事者が利益を受けていることを避ける権 利を与えられていた場合は、裁判所が正当と考える条件での一部取消が可能となる (契約法 19A 条 2 項)。

## 3. 詐欺

詐欺(fraud)とは、他方当事者又はその代理人を欺罔すること(すなわち、①一定の事実を真実であると信じていない者が真実ではない当該事実を示唆すること、②一定の事実について知識若しくは信念を持っている者がその事実を積極的に隠すこと、③履行する意図がないのに約束すること、④その他欺罔に相当する行為、又は⑤法律が特に詐欺と宣明している作為若しくは不作為)をいう(契約法 17条)。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 刑法が威迫行為の行われた地で適用があるかは、重要でないとされている(契約法 15条の補足説明)。 <sup>9</sup> 特に、①実際に代理権を有している場合又は代理権を有していると見られる場合(未成年の子に貸付けをしていた親が、子が成年してから実際に貸付けをしていた額以上の債務証書を取得する例が挙げられている。)、②信認関係にある場合、又は③年齢、病状、精神的若しくは肉体的ストレスによって精神状態が一時的若しくは恒常的に影響を受けている場合は、これらの一方当事者は他方当事者を支配しているとみなされる(契約法 16条 2 項)。

単に沈黙しているだけでは、状況によって沈黙をやめて発言することが義務となる場合(契約法 143 条)又は沈黙すること自体が発言していることと同視される場合でない限り<sup>10</sup>、欺罔とはされない(契約法 17 条の補足説明)。

詐欺の相手方は、契約を取消すことができる(契約法 19 条 1 項)。又は、契約を有効にしつつ、表明された事実が真実であったとした状態に自らの立場を置くことができる(契約法 19 条 2 文) 111213。

# 4. 不実表示

不実表示(misrepresentation)とは、①ある事実が真実でないのに当該事実を真実であると信じている者による、その者の情報によって保証されていない方式による(in a manner not warranted by the information of the person making it)、当該事実が真実であるとの積極的な表示、②欺罔の意図なく、他者若しくはその者から権限を与えられた者をその不利益に誤導し、それにより表示者若しくは表示者から権限を与えられた者が有利となるような義務違反、又は③いかに善意であっても合意の本質的事項について合意の当事者を錯誤に至らしめることをいう(契約法 18 条)。

不実表示の相手方は、契約を取消すことができる(契約法 19 条 1 項)<sup>14</sup>。又は、 契約を有効にしつつ、表明された事実が真実であったとした状態に自らの立場を置 くことができる(契約法 19 条 2 項)<sup>15</sup>。

#### 第4 合意の無効事由

## 1. 錯誤16

1/

 $<sup>^{10}</sup>$  具体例として、 $^{\mathbf{B}}$  が  $^{\mathbf{A}}$  に「もしあなたが否定しないなら、私はあの馬は優れた馬であることを前提にします。」と言ったのに対して、 $^{\mathbf{A}}$  が黙ったままの場合、 $^{\mathbf{A}}$  の沈黙は、 $^{\mathbf{A}}$  による発言があったことと同視される、という例が挙げられている。

 $<sup>^{11}</sup>$  具体例として、A が B に対して担保権が設定されていないと欺罔して不動産を売却しこれを信じて B が 当該不動産を買った場合において、当該不動産に抵当権が設定されていたときは、B は売買契約を取消すことができ、また売買の実行を選択して、当該抵当権に係る被担保債権の弁済を請求することもできる、という例が挙げられている。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 但し、沈黙による欺罔の場合の相手方が通常の注意を用いれば真実を発見することができる手段を有していた場合は取消可能とはならない。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 欺罔はしたものの、欺罔と因果関係のない同意によって契約が成立したときは、その欺罔は契約を無効にはしないとされている(契約法 19 条の補足説明)。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 但し、不実表示の相手方が通常の注意を用いれば真実を発見することができる手段を有していた場合は、 取消可能とはならない。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 不実の表示はしたものの、不実表示と因果関係のない同意によって契約が成立したときは、その不実表示は契約を無効にはしないとされている(契約法 19 条の補足説明)。

<sup>16</sup> どのような場合が錯誤に該当するかの直接の説明はない。

当事者全てが合意の基礎となる事実問題について誤った認識を有していた場合、 当該合意は無効となる(契約法 20 条)。合意の中心的要素の価値についての誤った 見解は、事実問題についての錯誤とはみなされないとされている(契約法 20 条の補 足説明)。

また、ミャンマーの法律を知らなかったからといって契約は取消可能にはならないが、ミャンマー以外の法律の誤認識は、事実の誤認識と同様の効果を有するものとされている(契約法 21 条)。

なお、契約は、一方当事者が事実問題について錯誤に陥っていたという理由だけでは、取消可能とはならないとされている(契約法 22 条)。

#### 2. 約因・目的の適法性

合意の約因又は目的は、以下①から⑤の場合に該当しない限り、適法であるとされている。不適法な約因又は目的を有する合意は無効である(契約法 23 条)。

- ① 法によって禁じられている場合
- ② 法律の規定を潜脱する (defeat) 場合
- ③ 詐欺的な場合
- ④ 他者若しくは他者の財産に対する加害を含む若しくは示唆する場合
- ⑤ 裁判所が道徳に反する若しくは公序に反すると判断した場合

#### 3. 約因の不適法性

一個若しくは複数の目的のための一つの約因又は一つの目的のために複数存在する約因のうち、いずれかの約因の全部若しくは一部が不適法であるときは、合意は無効となる(契約法 24 条)。

## 4. 約因を欠く合意

約因を欠く合意は無効である<sup>1718</sup>。但し、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、この場合、合意は(執行可能な)契約となる(契約法 25 条)。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 贈与者と受贈者の間の実際に行われた贈与の有効性に影響を与えるものではないとされている(契約法25条の補足説明1)。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 約因が単に不十分であるからという理由のみによって自由な同意によってなされた合意が無効になることはない。しかし、約因の不適切さは、裁判所によって、同意が自由になされたか否かを判断するにあたって考慮されるものとされている(契約法 25 条の補足説明 2)。

- ① (i)書面により合意され、(ii)文書の登録に関して現に効力を有する法に基づき 登録され、かつ(iii)相互に親しい関係にある者同士の自然な愛情によってされ た約束であるとき
- ② 約束者のために一定の事柄を自発的に行ったこと若しくは約束者が為すことを法的に強制され得た事柄を自発的に行ったことに対して、その全部若しくは一部を補償する約束であるとき
- ③ 債務者若しくは債務者から一般的若しくは特別に権限を賦与されている代理 人により、書面で作成され、かつ署名された、出訴期間を制限する法がなか ったならば債権者が履行を強制した可能性がある債務の全部又は一部を支払 うことについての約束であるとき

# 5. その他の合意の無効事由

その他、以下の場合に合意は無効とされる。

- ① 未成年者以外の者の結婚を制限する合意(契約法 26条)
- ② 合法的な職業、取引又は事業を営むことを制限する合意(契約法 27 条) 19
- ③ 通常裁判所における訴訟手続を用いた権利行使自体又は権利行使の時期を制限する合意(契約法 28 条)<sup>20</sup>。
- ④ 意味が不明確な合意又は意味を確定できない合意(契約法29条)。
- ⑤ 賭博のための合意(契約法30条)

## 第4節 第3章 (Chapter III) 未確定契約 (Contingent Contract)

本章は、一定の事象が生じ又生じないことを条件とする一定の作為又は不作為を行うことを約する場合について規定している。

# 第1 定義

未確定契約とは、契約に関連した一定の事象が生じ又は生じない場合に一定の作為 又不作為を行うことを約する契約である(契約法 31 条)。

<sup>19</sup> 但し、特定の地域において事業ののれん (the good-will of a business) を譲渡した売主は、買主又は当該 買主からのれんを譲り受けた者が類似の事業を営んでいる限り、同種の事業を営むことを禁止される旨の 合意は、事業の性質を考慮して裁判所にとって一見合理的と認められるものであれば、有効であるものと されている (契約法 27 条例外規定 1)。

<sup>20</sup> 本条は仲裁合意を違法とするものではないとされている(契約法28条例外規定)。

# 第2 未確定契約の効力

未確定契約の効力については以下のような条文が置かれている。

- ① 将来の未確定な事象が生じた場合に一定の作為又は不作為を行うことを約する未確定契約は、当該事象が生じるまで法によって履行が強制され得ない(契約法32条1文)。当該事象が成就不能になったときは、かかる契約は無効となる(契約法32条2文)。
- ② 未確定な事象が生じなかった場合に一定の作為又は不作為を行うことを約する未確定契約は、当該事象が成就不能になったときに法によって履行が強制可能となり、それより前においては履行が強制され得ない(契約法33条)。
- ③ 契約が条件としている将来の事象が、人が不特定の時点において一定の行為を行うことである場合は、その事象はその者が一定の期間中に当該行為を行うことが不可能となるか又は一定の仮定を置かなければ不可能となるような事柄をしたときに不可能になったものとされる(契約法 34 条)<sup>21</sup>。
- ④ 特定の期間内に未確定な事象が実際に生じた場合に一定の作為又は不作為を 行うことを約する未確定契約は、当該特定の期間が経過し、かつその事象が 生じなかったとき、又は期間が経過する前にその事象が成就不能になったと き、無効となる(契約法 35 条 1 文)。
- ⑤ 特定の期間内に未確定な事象が実際に生じなかった場合に一定の作為又は不 作為を行うことを約する未確定契約は、当該特定の期間が経過し、かつその 事象が生じなかったとき、又は期間が経過する前にその事象が生じないこと が確実になったとき、履行が法によって強制可能となる(契約法 35 条 2 文)。
- ⑥ 発生不可能な事象が発生したときの一定の作為又は不作為を行うことを約する未確定合意は、契約締結時に合意当事者がかかる発生不可能性を知っていたか否かを問わず無効である(契約法 36条)。

## 第5節 第4章 (Chapter IV) 契約の履行 (The Performance of Contracts)

本章は、契約の履行に関する諸ルールについて規定している。

 $<sup>^{21}</sup>$  A は B が C と結婚したら B に一定の金額を支払うことを約束した場合において、C が D と結婚した場合、D が死亡してその後 B が C と結婚する可能性はあるものの、B が C と結婚することは不可能であると判断されることが具体例として挙げられている。

# 第1 履行されなければならない契約 (Contracts which must be performed)

## 1. 原則

契約当事者は、各自が行った約束の履行を行い又は履行の提供をしなければならない。但し、かかる履行が契約法又はその他の法律によって免責又は免除される場合はこの限りではない(契約法 37 条 1 文)。

# 2. 約束者死亡の場合

未履行の約束は、約束者 (promisor) が死亡したときは、その遺族を拘束する。但し、契約の趣旨が遺族を拘束しない趣旨であるときはこの限りではない (契約法 37条2文)。

# 3. 履行の提供が受け容れられなかった場合

約束者が履行の提供を受約者 (promisee) に対して行い<sup>22</sup>、かつかかる履行の提供が受け容れられなかった場合は、約束者は不履行の責めを負わず、かつ契約において有する自身の権利を失わない (契約法 38 条 1 文) <sup>23</sup>。

#### 4. 受約者による契約終了

契約当事者が、約束の全部について、履行することを拒絶し又は履行することを不可能にしたときは、受約者は、契約を終了させることができる。但し、受約者が言語又は行動により契約の継続を宥恕する(acquiescence)ことを表明した場合はこの限りではない(契約法 39条)。

# 第 2 契約の履行者 (By whom Contracts must be performed)

\_

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 共同受約者の一人に対して行う履行の提供は、全共同受約者に対して行う履行の提供と同一の法的効果を有するものとされる(契約法 38条3文)。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> ここにいう履行の提供は、以下のいずれの要件をも満たすものである必要がある(契約法 38 条 2 文)。 すなわち、①無条件であること、②適切な時と場所と状況においてなされるものであること、及び③かかる提供が受約者に対する引渡しを行うものである場合には、受約者が、提供されている物が、約束者が持参すると約束することによって拘束されたものであるかを確認する合理的な機会を得られるものでなくてはならないこと、である。

# 1. 約束の履行者

個別の契約の性質上、約束が約束者自身によってのみ履行されることが当事者の 意思であった場合は、その約束は約束者によって履行されなければならない。そう でない場合は、約束者又はその遺族は、履行すべき者を別途用いることができる(契 約法 40条)。

# 2. 第三者による履行の受領の効果

受約者が、約束に係る履行を第三者から受領したときは、受約者はその後約束者に対して当該履行を強制できない(契約法41条)。

# 3 共同約束者と受約者の関係

反対の合意が明示されていない限り、受約者は約束の全部の履行を共同約束者の 一人又は複数に対して強制することができる(契約法 43 条 1 文)。

## 4. 共同約束者同士の関係

契約上反対の意思が表れていない限り、共同約束者及びその遺族は、共同して約束を完了しなければならない(契約法42条)。

共同約束者は、反対の合意が明示されていない限り、他の共同約束者に対して、 約束の履行について自らと平等に負担するよう強制することができる(契約法 43 条 2 文)。共同約束者がその負担につき履行しない場合は、他の共同約束者が平等の負担割合にてその不履行から生じる損失を負担しなければならない(契約法 43 条 3 文) 24

共同約束者に対して債務免除がなされても、他の共同約束者の免責事由にはならない(契約法 44 条)。

# 5. 共同債権者及びその遺族同士の関係

共同債権者が複数存在する場合、共同債権者及びその遺族は他の共同債権者及び

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 本条の規定は、保証人が主債務者に対して求償することを妨げず、また主債務者が保証人に対して主債 務者が行った支払いについて保証人から回復を求めることを認めるものではない(契約法 43 条の補足説 明)。

その遺族との間で、履行をすることを求める権利を共に有する(契約法45条)。

## 第3 履行の時及び場所

## 1. 履行期が特定されていない場合

受約者による要請なしに約束者によって履行されることとなっており、かつ履行期が特定されていない契約は、特段の規定のない限り、合理的な期間内に履行されなければならない(契約法 46条)<sup>25</sup>。

## 2. 履行期が特定されている場合

履行すべき日が特定されており、かつ受約者による要請なしに履行すべき場合は、 約束者は、通常営業日の通常営業時間中に、履行をなすべき場所にて履行をするこ とができる(契約法 47条)。

履行すべき日が特定されており、かつ受約者による要請なしには履行すべきでないとされている場合は、受約者は適切な場所及び通常の営業時間内における履行の要請をしなければならない(契約法 48 条)<sup>26</sup>。

## 3. 履行すべき場所

受約者による要請なしに約束者が約束を履行する場合において、履行をする場所が決定されていない場合は、約束者は、受約者に対し約束を履行するための合理的な場所を指定するよう要請し、その場所において履行をしなければならない。(契約法49条)。

## 4. 履行の方法及び時間

約束者は、約束が規定する又は是認する方法若しくは時において履行することができる(契約法 50条)。

## 第4 双務的約束の履行

25 個別の場合において何が合理的な期間かは、事実問題であるとされる(契約法46条の補足説明)。

<sup>26</sup> 個別の場合において何が合理的な時間及び場所かは、事実問題であるとされる(契約法 48 条の補足説明)。

# 1. 双務的約束の履行義務

契約が同時に履行されるべき双務的約束からなるときは、約束者は受約者がその 双務的約束を履行する用意がありかつ意思がある場合でない限り、自らの約束を履 行することを要しない(契約法 51 条)。

#### 2. 双務的約束の履行の順序

双務的約束の履行の順序は、①まずは契約の定めにより、②契約書に明確に規定されていない場合は契約の性質により、決定される(契約法 52 条)。

### 3. 一方当事者による履行妨害の効果

双務的約束の履行を一方当事者が妨げたときは、その履行を妨げられた他方当事者は、契約を取消すことができ、また、不履行の結果被った損失の補償を請求することができる(契約法 53 条)。

#### 4. 不履行の効果

双務的約束のうち最初に履行されるべきものと決定されている一つの約束が履行されないときは、その約束の約束者は他方当事者に双務的約束の履行を請求することができず、他方当事者が不履行の結果被った損害を補償しなければならない(契約法 54条)。

また、特定の時点までに一定の行為をすることが約束された契約は、その特定の時点までにその行為が行われなかった場合、契約当事者の意図により、受約者に取消権が与えられる。取消権が与えられない場合であっても、受約者は補償を請求する権利を有する。この場合、受約者は約束された以外の時においても履行を受け容れることができるが、約束者の不履行について補償を請求する権利については、履行を受領するその時に約束者に補償を請求する意図を伝える通知をしなければ、補償を請求する権利を失うことになる(契約法 55 条)。

## 5. 無効事由とその効果

# (1) 無効事由

不可能な行為をする約束は無効である(契約法 56 条 1 文)。契約締結時より

後において、行為をすることが不可能になったとき、又は約束者が左右できない一定の事象が発生したという理由により行為をすることが不適法になったときは、その不可能になったとき又は不適法になったときから契約は無効となる(契約法 56条2文)。

# (2) 約束者による補償

一定の行為をすることが不可能又は不適法であることを、約束者が既に知り 又は合理的な注意を有していれば知り得た場合で、かつ受約者が知らなかった場 合は、その約束者は、その受約者が約束が履行されなかったことを通じて被った 損失を補償しなければならない(契約法 56 条 3 文)。

# (3) 段階的な行為約束の可分性

まず一定の適法な行為をし、次に特定の状況下で違法な行為をする相互の約束は、前者の約束は契約となるが、後者の約束は無効な合意である(契約法 57条)。

# (4) 選択的債務の場合

選択的債務の約束については、ある債務を履行することは適法であるが他の 債務を履行することは違法である場合は、適法である債務の履行のみ強制可能と なる(契約法 58 条)。

# 第5 弁済の充当 (Appropriation of Payments)

## 1. 債務者による充当の指定

債務者が一人の債権者に対して数個の区別された債務を負っている場合に、債権者に対して、明示の通告を伴い又は特定の債務の弁済に充てられるべきことが黙示される状況下において弁済をしたときは、その弁済が受領された場合は、その通告又は黙示された内容に従って充当される(契約法 59 条)。

## 2. 債権者による充当の指定

債務者が通告せず、かつ弁済がどの債務に充当されるべきかを示す状況が存在し

ない場合は、債権者は、出訴期間の制限について現に有効な法律によって妨げられているかいないかにかかわらず、その裁量において、その債務者の、期限が到来しており支払いをなすべき合法的な債務の弁済に充当することができる(契約法 60条)。

# 3. 当事者による充当の指定がない場合

いずれの当事者も何ら充当の指定をしていないときは、債務は、出訴期間の制限 について現に有効な法律によって妨げられているかいないかにかかわらず、時の順 序に従って(in order of time)弁済に充当される。債務の状態が等しいときは、弁済 は平等の割合で充当される(契約法 61 条)。

# 第6 履行される必要のない契約 (Contracts which need not be performed)

1. 当事者による代替、取消し、変更

当事者が契約を新たな契約に代替したとき又は取消し(rescind)若しくは変更 (alter) したときは、当初の契約は履行される必要がない(契約法 62 条)。

2. 受約者による免除、減額、期限延長、相当と認める弁済の受領

受約者は、約束の全部又は一部の履行につき、免除 (dispense) 若しくは減額 (remit) をし、若しくは期限を延長し、又は契約の履行の代わりとして受約者が相当と認める弁済を受領することができる (契約法 63条)。

## 3. 取消権者による取消し

取消権者が契約を取消したときは、他の契約当事者は、その契約に含まれる約束を履行する必要がない。取消権を行使した取消権者は、取消された契約から何らかの利益を得ていた場合は、利益を与えた当事者に対し、その利益を回復しなければならない(契約法 64 条)。

取消可能な契約の取消しは、申込みの伝達又は撤回に適用されるのと同じ方法で 伝達又は撤回され、かつ申込みの伝達又は撤回と同じ法則に従う(契約法 66 条)。

## 4. 合意又は契約の無効

合意が無効であることが判明したとき、又は契約が無効となったときは、その合

意又は契約から利益を得ていた者は、利益を与えた者に対し、利益を回復し又はその補償をしなければならない(契約法 65 条)。

# 5. 受約者による懈怠又は拒絶による免責

受約者が約束者に対して約束を履行するために合理的な便宜を与えることを懈怠 し又は拒絶した場合は、約束者は、その懈怠又は拒絶によって生じた不履行につい て免責される(契約法 67条)。

# 第 6 節 第 5 章 (Chapter V) 契約によって生じたものと類似の一定の関係 (Certain Relations Resembling those Created by Contract)

# 第1 契約無能力者等への必需品の提供

契約無能力者又は契約無能力者が法律上扶養義務を負う者が、契約無能力者の生活条件に適した必需品を第三者から供給されたときは、その必需品を供給した第三者は、かかる無能力者の財産から払戻しを受けることができる(契約法 68 条)。

#### 第2 利害関係を有する第三者による弁済

法により第三者が支払義務を負う弁済について利害関係を有する者は、弁済をした場合、支払義務者から払戻しを受けることができる(契約法 69 条)。

## 第3 行為又は物の引渡しを受けた受益者による補償又は物の回復

無償で行う意図を有さずにある者が第三者に対して適法に一定の行為をし又は一定の物を引き渡した場合で、かつ当該第三者がこれにより利益を享受している場合は、当該第三者はその者に対し補償をし又はそのなされた行為若しくは物を回復しなければならない(契約法70条)。

#### 第4 動産管理者の責任

他人の所有する動産を発見し、自己の管理下に置いた者は、受寄者(bailee)と同じ 責任を負う(契約法71条)。

# 第5 錯誤又は威迫により支払い又は引渡しを受けた者の責任

錯誤又は威迫により支払いを受け又は一定の物の引渡しを受けた者は、返済をし又はその物を返還しなければならない(契約法72条)。

# 第 7 節 第 6 章 (Chapter VI) 契約違反の効果 (The Consequences of Breach of Contract)

# 第1 補償請求権

契約の違反がなされた場合、その違反によって損害を被った当事者は、違反当事者から、その違反から通常の過程において自然に生じた損失若しくは損害又は契約当事者らが契約締結時にその違反から生じるであろうことを知っていた損失若しくは損害に対する補償を受ける権利を有する(契約法 73 条 1 文)。かかる補償はその違反の理由によって生じた隔離的で間接的な損失又は損害に対しては与えられない(契約法 73 条 2 文)。

# 第2 契約によって生じたものと類似する義務不履行の効果

契約によって生じたものと類似する義務が生じており、かつその義務が履行されなかったときは、その不履行によって損害を受けた者は、不履行者が履行するよう契約によって義務付けられておりかつ契約に違反した場合と同様に、違反者から補償を受ける権利を有する(契約法73条3文)。

## 第3 損失又は損害の算定

契約違反から生じる損失又は損害を算定するにあたっては、契約不履行によって生じた不都合を救済する方法として存在した手段を考慮しなければならない(契約法 73条の補足説明)<sup>27</sup>。

# 第4 違約金等の定めの効果

契約の違反がなされた場合において、契約に違反が生じた場合に一定の金銭を支払

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 具体例として、種類物の売買契約不履行の場合において、補償の評価額は、約束が履行された場合に得られたと考えられる利益ではなく、約束を履行すべき時点における物の市場価格が考慮されなければならない、との例が挙げられている(契約法 73 条例(o))。

うことが規定されていたとき又は契約がその他の定めを違約金として規定していたときは、実際に損害又は損失が違反によって生じたことが証明されたか否かにかかわらず、その違反を主張する当事者は、契約違反を行った当事者から、かかる規定された金銭又は違約金を受け取る権利を有する(契約法 74 条)。

# 第5 取消権者の補償請求権

正当な権利に基づき契約を取消した者は、契約の不履行を通じて生じた損害の補償を求める権利を有する(契約法 75条)。

# 第8節 第7章 (Chapter VII) 動産売買 (The Sale of Goods)

本章(契約法76条から123条まで)は削除されている。なお、動産売買については、 第4章を参照されたい。

# 第9節 第8章 (Chapter VIII) 補償及び保証 (Indemnity and Guarantee)

# 第1 補償契約

ある者が、自己の行為又は第三者の行為によって相手方に生じた損失を補償することを約する契約を補償契約(contract of indemnity)という(契約法 124 条)。なお、補償契約の受約者(promisee in a contract of indemnity)の権利についての規定が存在するが、当該規定の内容は、補償契約の受約者が訴訟において訴求され又は支出する費用等に関する補償に限定されている(契約法 125 条)。

# 第2 保証契約

# 1. 定義

保証契約 (contract of guarantee) とは、第三者が不履行に陥った場合に、当該第三者の約束を全うし、又は義務を履行する契約をいう(契約法 126 条 1 文)。

また、保証を提供する者を保証人(surety)といい、その者の不履行に関して保証が行われる者を主債務者(principal debtor)といい、保証の提供を受ける者を債権者(creditor)という(契約法 126 条 2 文)。

# 2. 保証契約の成立

保証契約は口頭又は書面のいずれによっても締結することができるとされている (契約法 126条3文)。また、主債務者のためになされる何らかの行為又は約束があれば、保証人が保証を与えるに十分な約因となり得る(契約法127条)。

#### 3. 保証の無効事由

契約法 142 条から 144 条までの規定は、保証の無効事由を定める。例えば、取引の重要部分に関して、債権者によりなされた、又は債権者が知りかつ同意した上でなされた不実表示を用いて得られた保証は無効とされる(契約法 142 条)。

# 第3 保証人の権利義務

契約に別段の定めがない限り、保証人の義務は主債務者の義務と同一の範囲において認められる(契約法 128 条)。

保証人の同意なしに主債務者及び債権者の間で契約内容の変更がなされた場合、当該変更後の取引に関して保証人は免責される(契約法 133 条)。もっとも、債権者が主債務者に対する権利行使を単に差し控えていることは、当該保証において別段の定めがない限り、保証人を免責する事由とはならない(契約法 137 条)。

以上に加えて、保証人による債権者の権利に関する代位(契約法 140条)、保証人の 求償権(契約法 145条)、その他保証人の義務の消滅の有無等(契約法 134条から 136 条まで、139条、141条)について規定されている。

## 第4 継続的保証

#### 1. 定義

一連の取引に及ぶ保証を継続的保証 (continuing guarantee)という (契約法 129条)。

# 2. 継続的保証の撤回

継続的保証は、将来の取引に関しては、保証人からの一方的な通知で撤回が可能とされ(契約法130条)、また、契約において別段の定めがない場合、保証人の死亡

により撤回されたものとみなされる(契約法131条)。

## 第5 複数債務者に関する規定

2人の者が、第三者との間で一定の義務を負う契約を締結した場合であって、当該2人の者の間で一方の者が他方の者の不履行の場合にのみ義務を負担することとする旨の契約を締結した場合、当該第三者が当該2者間契約の当事者でないときは、当該第三者との間の契約における当該第三者に対する当該2人の者の義務は、当該第三者が当該2者間契約の存在を認識していたとしても、当該2者間契約の存在によっては、何ら左右されないとされている(契約法132条)。

### 第6 複数保証人の義務

2 人以上の者が同一の債務又は義務について複数保証人となる場合、共同であるか個別であるかを問わず、同一の契約に基づくと異なる契約に基づくとを問わず、また、互いに知っていると否とを問わず、当該複数保証人は、契約に別段の定めがない限り、その全債務又は全債務のうち主債務者による支払いが未了の部分について、各々均等の割合で支払う義務を負う(契約法 146条)。但し、異なる金額の支払義務を負う複数保証人は、各々の債務の金額の範囲内において、均等に支払う義務を負うものとされている(契約法 147条)。

なお、複数保証人の一に対して債務免除がなされても、他の複数保証人の免責事由 とはならない(契約法 138 条)。

# 第10節 第9章 (Chapter IX) 寄託 (Bailment)

本章は、寄託 (bailment) <sup>28</sup>について規定する。但し、本章のうち留置権に関する規定 (契約法 170条、171条)及び動産質に関する規定 (契約法 172条から 179条まで)については、「第4部 ミャンマーの物権法 第4章 担保物権 第2節 その他の担保権」を参照されたい。

#### 第1 定義

-

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> ここでは "bailment"の訳語として便宜上「寄託」の用語を用いるが、"bailment"の概念は、日本民法上の「寄託」(民法 657 条以下)の概念と必ずしも一致するものではないと思われる。

寄託(bailment)とは、一定の目的で、ある者から他者に対して動産<sup>29</sup>を引き渡すことであって、当該目的が達成された場合には、当該動産を返還し又は当該動産を引き渡した者の指示に従ってその他の方法により処分することとする契約に基づくものをいう。かかる定義からすれば、基本的にはミャンマー法上の寄託は日本法でいうところの要物契約を前提としているようにもみえる。

また、寄託者(bailor)とは、当該動産を引き渡す者をいい、受寄者(bailee)とは、 当該動産を引き渡される者をいう。

なお、当該動産が引き渡されているが寄託として引き渡された訳ではない場合であっても寄託として扱われる場合も存在するものとされている(契約法 148 条の補足説明)。

# 第2 引渡しの方法

受寄者に対する引渡しは、その意図された受寄者又は当該受寄者のために動産を保持する権限を有する者の占有に動産を置く効果を有する一定の所為をなすことにより行うことができる(契約法 149 条)。

# 第3 寄託者の責任

寄託者は、寄託者が寄託をなす権限を有しておらず、又は動産の返還を受け若しくは当該動産についての指示を与える権限を有していないことにより、受寄者が被る一切の損失について責任を負う(契約法 164 条)。

また、寄託者による寄託物の瑕疵の開示に関する規定において、寄託者は、一定の場合において当該瑕疵を開示しなかったことにより受寄者に生じた損害を賠償する責任を負うものとされている(契約法 150 条)。

#### 第4 受寄者の注意義務

受寄者は、いかなる寄託の場合であっても、通常の慎重さを有する者が類似の状況下で寄託物と同等の量、質及び価値を有する自己の動産についてなすであろうと同様の注意をもって、自己に寄託された寄託物について注意する義務を負う(契約法 151条)。なお、受寄者は、特段の契約がない限り、契約法 151条に規定される程度の注意

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 第4章第1節のとおり、動産売買法2条7号によれば、「動産 (goods)」とは、「債権及び金銭以外のあらゆる種類の動産であって、株式、育成中の作物、草、及び売買に先立ち又は売買契約に基づいて土地から分離することを合意した、当該土地に付着し若しくは当該土地の一部をなす物を含む」とされている。

義務を尽くす場合には、寄託物の損失、滅失又は毀損について責任を負わない(契約 法 151条、152条)。

# 第5 受寄者のその他の義務又は責任

受寄者は、別段の契約が存在しない限り、寄託物から生ずる一切の増加又は利益 (increase or profit) を寄託者に対し、又は寄託者の指示に従って引き渡さなければならない(契約法 163 条)。

また、受寄者は、寄託の条件に従わずに寄託物を利用した場合、当該寄託物について当該利用から生じ、又は当該利用中に生じた一切の損害を寄託者に対して補償する責任を負う(契約法 154 条)。

# 第6 混在

契約法 155 条から 157 条において、寄託者の動産と受寄者自身の動産とが、寄託者の同意をもって又は寄託者の同意なくして混在した場合の処理について規定されている。

#### 第7 寄託物の返還

受寄者は、寄託の期間が終了し又は寄託の目的が達成された場合には、ただちに、何らの請求によらず、寄託者の指示に従って寄託物を返還し又は引き渡さなければならない(契約法 160 条)。

寄託者が当該動産について権原を有していない場合、受寄者が誠実に当該動産を寄託者に対して又は寄託者の指示に従って返還したときは、受寄者は、かかる引渡しに関して所有者に対して責任を負わないとされている(契約法 166 条)。

以上に加えて、無償かつ使用のために物を貸す貸主の返還請求権や、受寄者の不履行によって動産が適時に返還されず、引き渡されず又は提供されなかった場合の受寄者の責任等について規定されている(契約法 159 条、161 条)。

#### 第8 寄託の取消し及び終了

#### 1. 寄託の取消し

受寄者が寄託物について寄託の条件に反する行為を行った場合、寄託契約は、寄 託者の選択により取消すことができる(契約法 153 条)。

# 2. 寄託の終了

無償寄託は、寄託者又は受寄者の死亡により終了する(契約法162条)。

## 第9 その他

以上に加えて、動産の共同所有者 (several joint owners) による寄託 (契約法 165 条)、 寄託者以外の第三者による寄託物の引渡請求権 (契約法 167 条)、動産の発見者の権利 (契約法 168 条)、売買の目的物が紛失した場合の発見者の権利 (契約法 169 条)等に ついて規定されている。

# 第11節 第10章 (Chapter X) 代理 (Agency)

本章は、代理について規定する。

本章の規定は、50 条以上に及ぶところ、本章では小見出しが複数付されている。具体的には、代理 (agency)、復代理人 (Sub-Agents)、追認 (Ratification)、権限の撤回 (Revocation of Authority)、代理人の本人に対する義務 (Agent's Duty to Principal)、本人の代理人に対する義務 (Principal's Duty to Agent)、第三者との契約に関する代理の効果 (Effect of Agency on Contract with third Persons) の7つの小見出しによって内容ごとに整理されている。以下、かかる小見出しによる整理に従って本章の内容について概説する。

# 第1 代理

## 1. 定義

代理人(agent)とは、他の者のために一定の行為をするため又は第三者との取引において他の者を代理するために委託を受けた者をいう(契約法 182 条前段)。

また、本人 (principal) とは、かかる行為がなされる者又は代理される者をいう (契約法 182 条後段)。

## 2. 代理の成立

その者に適用のある法律により成人に達しており、かつ判断能力を有する者は、代理人を選任することができるとされている(契約法 183条)。

また、本人と第三者との関係においては、いかなる者であっても代理人となり得

るが、成人に達しておらず、又は判断能力を有しない者は、本章の規定に従って本人に対して責任を負う代理人となることはできない(契約法184条)。

なお、代理を生ずるために約因は必要ない(契約法185条)。

## 3. 代理人の権限

ある行為を行うことについて権限を有する代理人は、当該行為をなすために必要なあらゆる適法な行為を行う権限を有する。また、ある事業を行う権限を有する代理人は、その目的のために必要な又は当該事業を行う過程で通常行われるあらゆる適法な行為を行う権限を有する(契約法 188 条)。

加えて、代理人は、緊急時において、本人を損失から守るために、通常の慎重さを有する者が同様の状況下で自己の場合になすであろうあらゆる行為を行う権限を有するものとされている(契約法 189 条)。

なお、代理人の権限 (authority) は、明示又は黙示たり得る (契約法 186条) 30。

# 第2 復代理人

復代理人(Sub-Agents)とは、その代理業務において、原代理人(original agent)により委託を受け、その支配のもとで行為する者をいう(契約法 191 条)。

代理人は、取引の通常の慣行により復代理人が委託を受け得る場合、又は代理の性質により復代理人が委託を受けなければならない場合を除き、明示又は黙示に代理人自身が履行することを約した行為の履行を他の者に適法に委託することはできない(契約法 190条)。

以上に加えて、復代理人と本人の関係(契約法 192条)、代理人がその権限なしに復代理人を選任した場合の責任(契約法 193条)、代理業務において本人のために行為を行うために代理人により選任された者と本人との関係及びその選任に関する代理人の責任(契約法 194条、195条)等について規定されている。

#### 第3 追認

ある者が他の者の了解又は授権なくして当該他の者を代理してある行為を行った場

<sup>30</sup> 権限は、それが語られ又は書かれた言葉によって与えられる場合には明示と言われ、それが事案の状況から推断される場合には黙示であると言われる(契約法 187条)。

合に、当該他の者は、当該ある者の行為を追認(ratification)することができる(契約 法 196 条)。

追認については、その要件(契約法 198条)、効果(契約法 196条、199条、200条) 及び方法(契約法 197条)等について規定されている。

# 第4 権限の撤回 (Revocation of Authority)

契約法 201 条から 210 条までの規定は、代理の終了等について定める。

# 1. 代理の終了

代理の終了事由は、以下のとおりである(契約法 201条)。

- ① 本人がその授権を撤回すること又は代理人がその代理業務を拒否すること
- ② 代理業務が完遂されること
- ③ 本人又は代理人のいずれかが死亡し若しくは判断能力を喪失した状態になる こと
- ④ 本人がその時点で効力を有する破産債務者の救済に関する法律の規定に基づき破産宣告を受けること

## 2. 代理権の撤回

本人は、契約法 202 条が別途定める場合を除き<sup>31</sup>、その権限が行使され本人を拘束 するまでは、何時でも代理人に与えた権限を撤回することができる(契約法 203 条)。

## 3. その他

以上に加えて、本人の死亡又は判断能力の喪失による代理の終了後の代理人の義務(契約法 209 条)等について規定されている。

# 第5 代理人の本人に対する義務 (Agent's Duty to Principal)

# 1. 原則

-

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> 代理人自身が代理の目的を構成する財産に対して利益を有している場合であって、別途契約で明示されない限り、かかる利益を害するような代理の終了をすることはできない(契約法 202 条)。

代理人は、本人により与えられた指示に従って、又はかかる指示のないときは代理人がその業務を行う場所において同種の業務を行う上で一般的な慣習に従って、本人の業務を行うものとされている(契約法 211 条前段)。代理人が当該義務に従わずに行為を行う場合であって、何らかの損失が生じたときは、代理人は、これを本人に対して補償しなければならず、また、何らかの利益が生じたときは、代理人は、これを計上しなければならない(契約法 211 条後段)。

# 2. 代理人の注意義務

代理人は、本人が当該代理人の技能の不足について知らされていない限り、同種の業務を行っている者が一般に有するのと同様の技能をもって、代理業務を行わなければならない(契約法 212 条前段)。

また、代理人は、常に合理的な注意をもって行為を行い、自己の有する技能を活用し、かつその過失、技能の欠如又は不当行為から直接生じる結果については、本人に対して補償しなければならない。もっとも、このような過失、技能の欠如又は不当行為から間接的に若しくは隔離的に生ずる損失若しくは損害については補償する必要はない(契約法 212 条後段)。

なお、代理人は、困難が生じた場合には、あらゆる合理的な注意を払って、本人 に連絡し、その指示を求めなければならない(契約法 214 条)。

#### 3. 代理人の計算による取引

代理人が、その代理業務において、本人の同意を得ず、また、その事案について 知るに至った全ての重要な事情を本人に対して知らせることなく、自己の計算で行 為をなした場合であって、代理人が本人に対して重要な事実を不誠実に隠匿してい るとき、又は代理人の行為が本人に対して不利益を及ぼしているときには、本人は、 当該取引を否認することができる(契約法 215 条)。

また、代理人が、本人の了知なくして、本人の計算でなく自己の計算において代理業務を行ったときは、本人は、代理人に対して、当該取引から代理人に生じたあらゆる利益を請求することができる(契約法 216 条)。

# 4. 不当行為の責めを負う代理人の責任

代理業務において不当行為の責めを負う代理人は、自己が不当行為をなした業務に関して、何ら報酬を受けることはできない(契約法 220 条)。なお、上記 2.も併せて参照されたい。

# 5. その他の義務

以上に加えて、代理人は、適切な計算書の提出義務(契約法 213 条)等の義務を 負う。

# 第6 本人の代理人に対する義務 (Principal's Duty to Agent)

代理人の委託者すなわち本人は、当該代理人が授権を受けた権限を行使するに際してなしたあらゆる適法な行為から生じた結果について、当該代理人に対して補償するものとされている(契約法 222 条)。

以上に加えて、本人の過失又は技能の欠如により代理人に生じた権利侵害について の補償責任(契約法 225 条)等について規定されている。

# 第7 第三者との契約に関する代理の効果(Effect of Agency on Contract with third Persons)

代理人により締結された契約及び代理人によりなされた行為から生じた債務は、本人により当該契約が締結され、また、本人により当該行為がなされた場合と同一の方法で執行することができ、同一の法的効果をもたらす(契約法 226 条)。

以上に加えて、代理人がその権限外の行為を行った場合の効果(契約法 227 条、228 条)等について規定されている。

# 第 12 節 第 11 章 (Chapter XI) 組合 (Partnership)

本章(契約法 239 条から 266 条まで) は削除されている。なお、組合については第 5章を参照されたい。

# 第3章 動産売買法及び組合法

現行契約法は、その第7章 (Chapter VII) の動産売買 (The Sale of Goods) の諸規定 (契約法76条から123条まで) 及び第11章 (Chapter XI) の組合 (Partnership) の諸規定 (契約法239条から266条まで) を欠いている。これは、これらの章の規定内容は元々契約法の一部を構成していたところ、1930年代において、第7章 (動産売買) の規定内容を動産売買法に、第11章 (組合) の規定内容を組合法に、それぞれ再編して独立の法律とす

る立法が行われたのに伴い、契約法中のこれらの規定が削除されたためである<sup>32</sup>。 以下では、独立の法律とする立法が行われた後の動産売買法及び組合法について検討する。

# 第4章 動産売買法

動産売買法は、1条から 66条までの規定からなり、契約の成立、契約の効力、契約の履行、代金の支払いを受けない売主の動産に対する権利、契約違反に対する訴訟、その他雑則について規定する<sup>33</sup>。

# 第1節 第1章 (Chapter I) 前文 (Preliminary)

動産売買法には定義規定が存在する(動産売買法2条)。主な定義は以下のとおりである。

語	定義
動産(goods) (動産売買法2条7号)	債権及び金銭以外のあらゆる種類の動産であって、株式、 育成中の作物、草、及び売買に先立ち又は売買契約に基づ いて土地から分離することを合意した、当該土地に付着し 若しくは当該土地の一部をなす物を含む <sup>34</sup>
代金 (price) (動産売買法 2 条 10 号)	動産の売却に対する金銭的約因をいう。

なお、契約法の規定で効力を否定されていないものは、動産売買法の明示の規定に 抵触する場合を除き、動産売買契約に適用があるものとされている(動産売買法3条)。 従って動産売買法は一般法である契約法に対しての特別法であるといえる。

# 第2節 第2章 (Chapter II) 契約の成立 (Formation of the Contract)

# 第1 売買契約

\_

 $<sup>^{32}</sup>$  内田力蔵編前掲注  $4\cdot 121$  頁以下。なお、動産売買法及び組合法においては、契約法に多数見られる例示(illustrations)や補足説明(explanation)の規定が存在しない。

<sup>33</sup> なお、不動産の売買については、不動産をめぐる他の法律関係と併せて「第4部 ミャンマーの物権法 第2章 物権の譲渡等 第2節 財産移転法に基づく不動産の売買・賃貸」を参照されたい。

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> "goods" means every kind of movable property other than actionable claims and money; and includes stocks and shares, growing crops, grass, and things attached to or forming part of the land which are agreed to be severed before sale or under the contract of sale. (動産売買法 2 条 7 号)

# 1. 定義

動産売買契約 (contract of sale of goods) とは、売主が買主に対して、代金と引き換えに、動産の財産権を移転する契約又は移転することを合意する契約をいう(動産売買法4条1項)。

# 2. 売買の合意

売買契約に基づき、動産の財産権が、売主から買主に移転される場合、当該契約は売買(sale)と呼ばれるが、動産の財産権の移転が将来生じることになっているか又は将来成就すべき条件にかかっている場合、当該契約は、売買の合意(agreement to sell)と呼ばれる(動産売買法 4 条 3 項)。売買の合意は、時の経過又は動産の財産権の移転に関する条件の成就により、売買となる(動産売買法 4 条 4 項)。

なお、売買契約 (contract of sale) は、条件付であることを妨げない (動産売買法 4条2項)。

# 第2 契約の方式

契約の方式に関して、売買契約は、代金と引き換えに動産を買い又は売却する旨の申込みとその承諾によって行われるものとされている。なお、売買契約は、動産の即時の引渡し若しくは代金の即時の支払い若しくはその双方について規定し、分割による引渡し若しくは支払いについて定めをなし、又は引渡し若しくは支払い若しくはその双方について後の時点で行うべき旨の定めをなすことを妨げない(動産売買法 5 条 1 項)。

適用のある法律に別段の定めがない限り、売買契約は、書面により若しくは口頭を もって締結され、当事者の行動からの推認により認定されることもあるとされている (動産売買法5条2項)。

#### 第3 契約の目的

#### 1. 原則

契約の目的(subject-matter of contract)に関して、売買契約の目的物たる動産は、 売主が所有若しくは占有する現存する動産、又は現存しない動産のいずれでもよい とされている(動産売買法6条1項)。また、動産売買契約は、売主による当該動産 の取得が、発生するか否か不確定な事象にかかっている場合であっても成立し得る (動産売買法6条2項)。

## 2. 将来動産

売主が、売買契約によって、将来動産(future goods)<sup>35</sup>について現在の売買の効果を生じさせようとする場合には、当該契約は、当該動産の売買の合意として効力を生ずる(動産売買法 6 条 3 項)。

#### 3. 特定動産

特定動産(specific goods)<sup>36</sup>の売買契約については、当該契約の締結時において、 当該動産がすでに滅失しているか、又は当該契約における記載と合致しないほどに 毀損されるに至っており、かつ売主がこれらの事情を知らないときは、当該契約は 無効である(動産売買法7条)。日本法における特定物の概念に相当するものと思われる。

また、特定動産の売買の合意がなされ、その後、当該動産が、危険(risk)が買主に移転する前に、売主又は買主の過誤(fault)<sup>37</sup>によらずに、滅失し、又は当該合意における記載と合致しないほどに毀損されるに至った場合には、当該合意は無効となる(動産売買法8条)。

## 第4 代金

# 1. 原則

売買契約の代金は、契約によって確定され若しくは契約によって合意された方法をもって確定され、又は当事者間の取引慣行によって決定される(動産売買法9条1項)。また、代金が前項の規定に従って決定されない場合には、買主は、売主に対して相当の代金を支払うものとされている。なお、相当の代金は、具体的状況に応じて決せられる(動産売買法9条2項)。

 $<sup>^{35}</sup>$  "future goods" means goods to be manufactured or produced or acquired by the seller after the making of the contract of sale. (動産売買法 2 条 6 号)

<sup>36 &</sup>quot;specific goods" means goods identified and agreed upon at the time a contract of sale is made. (動産売買法 2 条 14 号)

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> "fault" means wrongful act or default. (動産売買法 2 条 5 号)

# 2. 第三者の評価による代金の確定

第三者の評価によって代金を確定すべき旨の約定のある動産売買の合意があり、 当該第三者がかかる評価をすることができないか、又はかかる評価をしない場合に は、当該合意は無効となる(動産売買法 10 条 1 項前段)。但し、その動産の全部又 はその一部が買主に対して引き渡され、かつ、買主がこれを受領した場合には、買 主は、相当の代金を支払うものとされている(動産売買法 10 条 1 項後段)。

なお、当該第三者が、売主又は買主の過誤によって評価をすることができない場合には、過誤のない他方当事者は、過誤のある当事者に対する損害賠償請求訴訟を 提起することができる(動産売買法 10 条 2 項)。

# 第5 条件と保証

#### 1. 定義

売買契約において契約の目的物である動産に関して言及した条項は、条件 (condition) 又は保証 (warranty) のいずれかである可能性がある (動産売買法 12 条 1 項)。

ここで、条件とは、契約の主たる目的にとって必要不可欠な条項であり、その違反は当該契約の履行拒絶として取り扱う権利を生じさせるものであり(動産売買法12条2項)、保証とは、契約の主たる目的にとって付随的な条項であり、その違反は損害賠償請求権を生じさせるものの、動産の受領を拒絶し又は当該契約を履行拒絶されたものとして取り扱う権利を生じさせるものではないとされている(動産売買法12条3項)。

## 2. 条件及び保証

売買契約のある条項が条件であるか又は保証であるかは、各事案における契約の解釈により決せられる。なお、契約において保証と表記されている条項であっても、 条件である場合がある(動産売買法 12 条 4 項)。

契約の条項から別段の意思が明らかでない限り、代金支払時期に関する規定は、 売買契約の要素をなすものとはみなされない。また、時限に関するその他の規定が 契約の要素をなすものか否かは、契約の条項により決せられる(動産売買法 11 条)。

売買契約が、売主が履行すべき条件に左右される場合、買主は、当該条件を放棄

するか、又は当該条件の違反を保証の違反として取り扱って当該契約の履行拒絶の 根拠としては取り扱わないこととするか、のいずれかを選択することができる(動 産売買法 13 条 1 項)。

他方で、売買契約が可分でなく、かつ買主が動産の全部若しくはその一部を受領した場合、又は当該契約が特定動産についてのものであって当該動産の財産権が買主に移転している場合には、売主が履行すべき条件の違反は、動産の受領を拒絶し、当該契約を履行拒絶されたものとする根拠として取り扱う旨の明示又は黙示の契約条項がない限り、単なる保証違反として取り扱うことができるにすぎない(動産売買法 13 条 2 項)。

なお、上記動産売買法 13 条 1 項及び 2 項の規定は、履行不能その他の理由によって、法律上その履行が免除される条件又は保証に対しては影響を及ぼさないものとされている(動産売買法 13 条 3 項)。

動産売買法の規定又はその他適用のある法律に別段の定めがない限り、売買契約に基づいて提供を受けた動産がある特定の目的のための品質又は適性を有することについては、一定の場合を除き<sup>38</sup>、条件又は保証は存在しないものとされている(動産売買法 16条)。

#### 3. 条件又は保証の推認

売買契約においては、契約の状況が別段の意図を示すものでない限り、次のような条件又は保証があるものと推認される(動産売買法 14 条(a)から(c)まで)。

- (a) 売買の場合には、売主が動産を売却する権利を有し、また、売買の合意の場合には、売主が財産権の移転時に動産を売却する権利を有するという売主側の条件
- (b) 買主は動産の平穏な占有を有し、かつ享受するという保証
- (c) 契約締結以前又は契約締結時において買主に対して明らかにされていない 第三者のための担保若しくは負担は、当該動産に付着していないという旨の 保証

#### 4. 表示による売買契約

-

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> 例えば、買主が売主に対して、明示又は黙示に当該動産を必要とする特定の目的を知らせた結果として 買主が売主の技術又は判断を信頼する旨を示し、かつ当該動産が売主の事業の通常の過程で供給されるも のである旨表示される場合には、当該動産を当該目的に合理的に適するものとする推認の条件があるとさ れる(動産売買法 16 条 1 項)。

表示 (description) による動産の売買契約においては、当該動産はその表示と一致 すべきという黙示の条件が存するものとされている。また、当該売買が表示による 売買であると同時に見本による (by sample) 売買 (下記 5.を参照されたい。) でもある場合には、当該動産が、その表示とも一致しない限り、当該動産の現物 (bulk of the goods) がその見本と一致するだけでは十分でないとされている(動産売買法 15 条)。

#### 5. 見本による売買契約

売買契約は、明示的又は黙示的に、見本による売買契約 (contract for sale by sample) とする趣旨の条項が存する場合には、見本による売買契約となる (動産売買法 17条 1項)。

見本による売買契約の場合には、次の条件があるものと推認される(動産売買法  $17 \, \hat{x} \, 2 \, \hat{y} \, (a)$ から(c)まで)。

- (a) 現物 (bulk) はその品質において見本と一致しなければならない。
- (b) 買主は現物を見本と比較する相当の機会を有しなければならない。
- (c) 動産には、当該動産を商品たりえないものとする瑕疵で、見本につき相当の 検査をしても明らかにならないようなものが付着しないようにしなければ ならない。

# 第3節 第3章 (Chapter III) 契約の効力 (Effect of the Contract)

第1 売主及び買主間における財産権の移転(Transfer of Property as between Seller and Buyer)

## 1. 未確定動産の売買契約の場合

未確定動産(unascertained goods)の売買契約の場合には、当該動産が確定されない限り、当該動産の財産権は買主に対して移転しない(動産売買法 18 条)。

#### 2. 特定動産又は確定動産の売買契約の場合

特定動産又は確定動産(ascertained goods)の売買契約の場合には、その動産の財産権は、契約の当事者が意図した時期に買主に対して移転される(動産売買法 19条1項)。

当事者の意思を探求するためには、契約の条項、当事者の行動及び事案の状況に対して注意を払う必要がある(動産売買法 19 条 2 項)。なお、別段の意思が明示さ

れない限り、動産売買法 20 条から 24 条までに含まれる準則<sup>39</sup>が、動産の財産権の買主に対する移転時期に関する当事者の意思を探求するための準則となるものとされている(動産売買法 19 条 3 項)。

特定動産の売買契約の場合、又は動産が契約成立後に契約の目的物として特定される場合には、売主は、一定の条件が成就するまでの間、契約条項又は目的物特定行為により当該動産の処分権を留保することができる。かかる場合、買主に対して、又は買主に対する運搬のために運送人若しくはその他の受寄者に対して動産の引渡しがなされたとしても、当該動産の財産権は、売主により課される条件が成就するまで、買主に移転しないものとされている(動産売買法 25 条 1 項)。

# 3. 危険の移転

別段の合意がない限り、動産については、その財産権が買主に移転されるまでは その危険は売主にとどまるが、その財産権が買主に移転されたときは、引渡しが既 になされているか否かにかかわらず、買主の危険に帰する(動産売買法 26 条 1 文)。 但し、引渡しが買主又は売主のいずれかの過誤によって遅滞した場合には、当該動 産について、過誤がなかったとすれば生じなかったと考えられる損失は、過誤のあ る当事者の危険に帰するものとされている(動産売買法 26 条 2 文)。なお、本条の 規定は、売主又は買主の相手方当事者の動産の受寄者としての義務又は責任に対し て影響を及ぼすものではない(動産売買法 26 条 3 文)。

#### 4. その他

以上に加えて、動産の引渡しに船荷証券が利用される場合や代金の決済に為替手 形が利用される場合の処分権の留保について規定されている(動産売買法25条2項、 同条3項)。

#### 第2 権原の移転

権原の移転(transfer of title)に関して、動産売買法 29 条及び 30 条 1 項は、動産の 譲渡等を受けた第三者の保護について定める。

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 引渡しのできる状態にある特定動産の売買についての無条件の契約の場合、当該動産の財産権は契約が締結されたときに買主に移転するものとし、代金の支払時期若しくは動産の引渡時期又はその双方が延期されるか否かはこれを左右しない(動産売買法 20 条)とされるなど、動産売買法 20 条から 24 条において、動産の財産権の移転時期に関する準則が定められている。

すなわち、取消され得る契約に基づいて動産を保有する者が、取消前に、第三者に 当該動産を譲渡した場合、当該第三者は、売主の権利の瑕疵を知らず善意で(in good faith)当該動産を譲り受けたものである限り、当該動産の正当な権利を取得するとさ れている(動産売買法 29 条)。

また、売主が売買の後引き続き動産等を占有する場合において、当該先行売買について知らない第三者が善意で (in good faith) 当該動産等の譲渡、担保設定その他の処分を受け当該動産等の引渡し又は移転を受けたときは、その引渡し又は移転は権利者から明示の授権を受けて行われた引渡し又は移転と同様の効果を生ずるとされている(動産売買法30条1項)。

以上に加えて、所有者でない者による売買(動産売買法 27 条)、共同所有者 (joint owners) の一人による売買(動産売買法 28 条) について規定されている。

#### 第4節 第4章 (Chapter IV) 契約の履行 (Performance of the Contract)

#### 第1 原則

売買契約の条項に従って動産を引き渡すことは売主の義務であり、また、売買契約の条項に従って動産を受領し、かつこれに対して代金を支払うことは買主の義務である(動産売買法 31 条)。

# 第2 同時条件

別段の合意がない限り、動産の引渡しと代金の支払いとは、同時条件(concurrent conditions)となる。すなわち、売主は、代金と引き換えに買主に対して動産の占有を与える準備をし、かつ与えるものとし、また、買主は、動産の占有と引き換えに代金を支払う準備をし、かつ支払うものとされている(動産売買法 32 条)。

#### 第3 動産の売主による引渡し

売却された動産の引渡しは、当事者が引渡しとして行うことに合意した行為を行い、 又は、買主若しくは買主のために動産を保持する権限を与えられた者の占有に動産を 帰せしめる効力を有する行為を行うことによってなされる(動産売買法 33 条)<sup>40</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> さらに、動産売買法第4章は、動産の引渡しをめぐって、動産の一部の引渡しの効力(動産売買法34条)、動産の引渡しをめぐる諸規則(動産売買法36条)、誤った分量で引渡しがなされた場合の処理(動産

別途契約で明示されない限り、動産の売主は、買主が引渡しを要請するまでの間、 動産を引き渡す義務を負わない(動産売買法 35 条)。

なお、動産の売主が、自己の危険において、当該動産が売却された当時の所在場所 以外において、当該動産を引き渡すことに同意する場合であっても、買主は、別段の 合意がない限り、運送の過程に必然的に付随する動産の品質の低下についての危険を 負担しなければならない(動産売買法 40条)。

#### 第4 引渡し時の検査

予め検査をしていない動産が買主に対して引き渡される場合、当該動産が契約に合致しているか否かを確認するために当該動産を検査する相当の機会を与えられない限り、買主は、当該動産を受領したものとはみなされない(動産売買法 41 条 1 項)。

また、別段の合意がない限り、売主が買主に対して動産の引渡しを提供するとき、 売主は、買主による請求があれば、当該動産が契約に合致しているか否かを確認する ために動産を検査する相当の機会を買主に対して与える義務を負う(動産売買法 41 条 2項)。

#### 第5 動産の買主による受領

買主が売主に対して動産を受領した旨を通知した場合、動産が買主に対して引き渡されかつ買主が当該動産に関して売主の所有権と抵触する行為をした場合、又は相当な期間が経過した後に買主が動産の受領を拒絶した旨を売主に通知することなく当該動産を保持した場合、買主は当該動産を受領したものとみなされる(動産売買法 42条)。

別段の合意がない限り、動産が買主に対して引き渡され、かつ買主が当該動産の受領を拒む権利を有しており、その受領を拒絶した場合には、買主は、当該動産を売主に返還する義務を負わず、買主は売主に対して当該動産の受領を拒絶する旨を通知すれば足りる(動産売買法 43条)。

売主が、動産の引渡しの準備をし、その引渡しの意思を有し、かつ買主に対して引渡しを受領することを要求したにもかかわらず、買主が当該要求がなされた後相当の期間内に当該動産の引渡しを受領しない場合には、買主は、引渡しの受領を怠り、又は拒絶したことによって生じた損失及び当該動産の管理と保管のための相当な費用に

売買法37条)、分割での引渡し(動産売買法38条)、運送人(carrier) 又は波止場管理人(wharfinger) に対する引渡し(動産売買法39条)について規定する。

ついて、売主に対して責任を負う(動産売買法 44 条前段)。但し、本条の規定は、買 主が引渡しの受領を怠り又は拒絶することが契約の履行拒絶に当たる場合の売主の権 利に何ら影響を及ぼさないものとされている(動産売買法 44 条後段)。

# 第 5 節 第 5 章 (Chapter V) 支払いを受けない売主⁴の動産に対する権利 (Rights of Unpaid Seller against the Goods)

## 第1 支払いを受けない売主の意義

動産の売主は、次の場合に動産売買法の意味する支払いを受けない売主 (unpaid seller) であるとみなされる (動産売買法 45 条 1 項(a)、同条項(b))。

- (a) 代金の全部について支払いがなされず、又は支払いの提供を受けないとき。
- (b) 条件付の支払いとして為替手形その他の流通証券を受領し、かつその条件が証券の不渡りその他の理由によって成就しなかったとき。

動産売買法その他の適用のある法律に別段の定めがない限り、動産の財産権が買主に対して移転した場合でも、支払いを受けない売主は、次の権利を有する(動産売買法 46条1項)。

- (a) 動産を占有している間、代金に関して当該動産上に優先権を有する。
- (b) 買主の支払不能の場合、売主が発送済み動産の運送を中止する権利を有する。
- (c) 動産売買法の範囲内で特別の再売買権を有する。

動産の財産権が買主に移転していない場合には、支払いを受けない売主は、他の救済方法に加えて、財産権が買主に移転している場合の売主の優先権及び動産の運送中止請求権に類似し、又は同等の、引渡しを留保する権利を有する(動産売買法 46 条 2 項)。

# 第2 支払いを受けない売主の優先権

支払いを受けない売主の優先権 (unpaid seller's lien) として目的物を留置することができる旨 (動産売買法 47 条)、動産の一部の引渡しが行われた場合の留置権 (動産売買法 48 条)、留置権の消滅について規定されている (動産売買法 49 条)。

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> 動産売買法第5章における売主には、例えば、船荷証券の裏書譲渡を受ける売主の代理人、又は、自ら代金の支払いをなし、又は代金について直接に責任を負う委託者(consignor)又は代理人のように、売主の立場にあるあらゆる者を含む(動産売買法45条2項)。

# 第3 運送中止請求権(Stoppage in Transit)

動産売買法 50 条から 52 条において、運送中止請求権について定められている (詳細は割愛する)。

## 第4 買主及び売主による譲渡(Transfer by Buyer and Seller)

以上に加えて、買主による再売買又は質入(動産売買法 53 条)、売買が留置権や運送中止請求権により破棄されるものではないこと(動産売買法 54 条)等について規定されている。

# 第6節 第6章 (Chapter VI) 契約違反に対する訴訟 (Suits for Breach of the Contract)

#### 第1 売主による訴求

売買契約に基づいて動産の財産権が買主に移転しているにもかかわらず、買主が、 正当な理由なく契約の条項に従った当該動産の代金の支払いを怠り、又は拒絶する場合、売主は、当該動産の代金の支払いを求めて買主を訴えることができる(動産売買 法 55 条 1 項)。

また、売買契約により、引渡しにかかわりなく代金が一定の期日に支払われる旨合意されているにもかかわらず、買主が、正当な理由なく、その代金の支払いを怠り又は拒絶する場合には、動産の財産権がまだ移転しておらず、かつ当該動産が契約上特定される以前であっても、売主は、当該代金の支払いを求めて買主を訴えることができる(動産売買法 55 条 2 項)。

さらに、買主が、正当な理由なく、動産の受領及び当該動産の代金の支払いを怠り 又は拒絶する場合には、売主は、受領の懈怠による損害賠償を求めて買主を訴えるこ とができる(動産売買法 56 条)。

#### 第2 買主による訴求

売主が、正当な理由なく、買主に対して動産の引渡しを怠り又は拒絶する場合には、 買主は、引渡しの懈怠による損害賠償を求めて売主を訴えることができる(動産売買 法 57条)。

また、特定救済法第2章に従うことを条件に、特定動産又は確定動産を引き渡す契約の違反に関する訴訟においては、裁判所は、適当と認めるときは、原告の申立に基

づき、その命令をもって、損害賠償を支払って動産を保持する選択権を被告に与えることなしに、契約を特定履行すべき旨を命ずることができる。また、当該命令には、条件を付さず、又は損害賠償、代金の支払いその他の事項について、裁判所が正当とみなす条件を付すことができる。なお、上記原告による申立は、当該命令がなされる以前のいつの時点においてもこれをなすことができるとされている(動産売買法 58条)。

#### 第3 売主による保証違反

売主による保証違反がある場合、又は買主が売主側の条件違反を保証違反として取り扱うことを選択するか若しくはそのように取り扱うことを強制される場合には、買主は、その保証違反のみを理由としては、その動産の受領を拒絶する権利をもたない。但し、買主は、次のいずれかのことをなすことができる(動産売買法 59 条 1 項(a)、同条項(b))。

- (a) 売主に対して代金の減額又は免除の事由としてその保証違反を主張すること
- (b) 保証違反による損害について売主を訴えること

なお、買主が、代金の減額又は免除の事由として保証違反を主張したという事実は、 買主がさらなる損害を被った場合に、同一の保証違反について、重ねて損害賠償の訴 えを提起することを妨げないとされている(動産売買法 59 条 2 項)。

# 第4 売買契約の当事者による履行期日前の履行拒絶

売買契約の当事者のいずれかが、履行期日よりも前に契約の履行を拒絶する場合には、相手方当事者は、契約を存続しているものとして取り扱うとともに履行期日まで待つことができ、又は契約を破棄されたものとして取り扱うとともにその違反による損害賠償について訴えを提起することができる(動産売買法 60 条)。

#### 第5 その他

動産売買法の規定は、法律上、利息若しくは特別損害(special damages)を回復できる場合に利息若しくは特別損害を回復し、又は金銭の支払いに対する約因が欠缺する場合に支払済みの金銭を回復する売主又は買主の権利に何ら影響を及ぼさないものとされている(動産売買法 61 条 1 項)。

別段の契約がない限り、裁判所は、売主に対して、代金額に関する訴訟において、

動産の提供日又は代金の支払期日から裁判所が適当と考える利息を求める権利を付与することができ、また、買主に対して、売主側の契約違反の場合に、代金の返還に関する買主の訴訟において、支払いがなされた日から裁判所が適当と考える利息を求める権利を付与することができるとされている(動産売買法 61 条 2 項(a)、同条項(b))。

#### 第7節 第7章 (Chapter VII) 雑則

第7章は、その他雑則について規定する(詳細は割愛する)。

## 第5章 組合法

組合法は、1条から74条までの規定からなり、章ごとに、組合の性質(The Nature of Partnership)、組合員間の関係(Relations of Partners to One Another)、組合員の第三者に対する関係(Relations of Partners to Third Parties)、組合員の加入と脱退(Incoming and Outgoing Partners)、商事組合の解散 (Dissolution of a Firm)、商事組合の登記 (Registration of Firms)、その他予備規定及び補則(Supplemental)について規定する。その主な内容は、以下のとおりである。

#### 第1節 定義

組合法4条は、同法で用いられる用語について、以下のとおり定義する。

語	定義
組合 (partnership)	その全員が行う事業又は一部の者が全員のために行う事
	業につき当該事業の利益を分け合う旨を合意した者の間
	の関係をいう。
組合員 (partners)	組合に加入した者を個別にいう。
商事組合(firm)	組合に加入した者を総称していう。
商事組合名(firm name)	商事組合が事業を行う際に使用する名称をいう。

#### 第2節 組合員の権利義務

#### 第1 組合員の一般的義務

組合員は、その一般的な義務として、以下の義務を負う(組合法9条)。

- ① 共同利益の最大化のために商事組合の事業を営むこと
- ② 相互に公正かつ誠実であること
- ③ いずれの組合員又はその法的代理人に対しても、商事組合に影響を及ぼす全

ての事項について、正確な計算を提出し、十分な情報を提供すること

## 第2 組合の業務執行

各組合員は、組合員間における別段の契約がない限り、業務執行に参加する権利を有し、業務執行につき、注意深く自己の義務を果たす義務を負う(組合法 12条(a)、同条項(b))。また、業務に関連する常務に関して生ずる意見の相違を組合員の過半数によって決することができ、また、組合員間における別段の契約がない限り、各組合員は、当該事項が決定されるに先立ち、自己の意見を表明する権利を有する。但し、組合員の全部の同意を得ずに事業の性質について変更を行うことはできない(組合法 12条(c))。

## 第3 利益及び損失の分配

組合員間における別段の契約がない限り、組合員は、商事組合が上げた利益について平等に分配に与る権利を有し、また、商事組合が被った損失を平等に負担する(組合法 13条(b))。

#### 第3節 組合員の第三者に対する関係

組合法に別段の定めがある場合を除き、各組合員は、商事組合の事業の目的に関して、 商事組合の代理人であるとされている(組合法 18条)。

組合員又はその他の者が商事組合のためになす行為又は作成する証書が、商事組合名義をもって、又は商事組合を拘束する意思を明示若しくは黙示に示す一定の方法をもって行われ又は作成される限り、商事組合が行う事業を通常の方法において行うためになされる組合員の行為は、組合を拘束する(組合法 19条1項、22条)。但し、不動産の取得、仲裁申立その他一定の重要事項については原則として組合員は黙示の権限は有しない(組合法 19条2項) 42。

#### 第4節 その他

以上に加えて、組合員の加入及び脱退、商事組合の解散、商事組合の登記等について規

<sup>42</sup> 組合法 19条2項は、商事組合に関する紛争を仲裁に付すること等8つの事項を列挙する。

定されている(組合法第5章以下)。

#### 第6章 財産移転法

財産移転法は、主として、財産権の移転一般並びに不動産の譲渡、売買及び賃貸借並びに不動産担保権等について規定する。ここでは、交換(財産移転法第6章)、贈与(財産移転法第7章)及び債権譲渡(訴求可能債権の移転(Transfers of Actionable Claims)、財産移転法第8章)について、それぞれ概説する。なお、不動産の譲渡、売買及び賃貸借並びに不動産担保権等については、「第4部 ミャンマーの物権法」を参照されたい。

# 第1節 交換 (Exchange)

財産移転法第6章 (Chapter VI) は、交換について規定する。

交換とは、2人の当事者が、互いに、ある物の所有権と引き換えにある物の所有権を移転する場合であって、その一方又は双方が金銭のみである場合以外の場合における取引をいう(財産移転法 118 条前段)。

交換が成立する場合の財産の移転は、当該財産を売買(sale)により移転する場合について規定される方法によってのみ行うことができる(財産移転法 118 条後段)。

# 第2節 贈与 (Gifts)

財産移転法第7章 (Chapter VII) は、贈与について規定する。

## 第1 定義

贈与とは、贈与者(donor)から受贈者(donee)に対する現存する動産又は不動産 の移転のうち、任意にかつ約因なしに行われるものであって、受贈者により又は受贈 者の代理人により承諾されるものをいう(財産移転法 122 条)。

#### 第2 不動産の贈与

不動産の贈与は、贈与者により又は贈与者を代理して署名され、かつ少なくとも 2 人以上の証人により署名された登録証書 (registered instrument) によらなければならない (財産移転法 123 条 1 文)。

### 第3 動産の贈与

動産の贈与は、贈与者により若しくは贈与者を代理して署名され、かつ少なくとも 2 人以上の証人により署名された登録証書によるか、又は引渡しによって行うことが できる (財産移転法 123 条 2 文)。なお、当該引渡しは売却された動産が引き渡される のと同様の方法によって行うことができる (財産移転法 123 条 3 文)。

#### 第3節 債権譲渡(訴求可能債権の移転(Transfers of Actionable Claims))

財産移転法第8章(Chapter VIII)は、債権譲渡(訴求可能債権の移転)について規定する。

#### 第1 債権譲渡の要件及び効果

訴訟を基礎づけるに足る債権 (actionable claims) の移転は、約因の有無にかかわらず、譲渡人による書面による証書の締結のみによって効力を生じ、移転に係る通知は必要ではない (財産移転法 130 条 1 項 1 文) <sup>43</sup>。但し、債務者その他譲渡がなければ譲渡人が権利を有していたであろう第三者との関係では、当該債務者その他の第三者が債権譲渡の当事者となった場合又は譲渡について本法に従った明示の通知を受けていない限り、当該債務者その他の第三者が行ったあらゆる行為は譲渡に対して<sup>44</sup>有効である (財産移転法 130 条 1 項 2 文)。なお、かかる通知が満たすべき要件については、財産移転法 131 条に定められている<sup>45</sup>。

債権の譲受人は、債権譲渡に係る証書を締結したときは、譲渡人の同意を取得することなく、当該債権について訴訟を提起し訴訟手続を開始することができる(財産移転法 130 条 2 項)。

譲受人は、譲渡人が債権の譲渡時点において負っていた責任及び抗弁に従った債権 を取得する(財産移転法 132 条)。

43 なお、財産移転法 130 条の規定は、海上保険又は火災保険約款上の権利の譲渡については適用されないものとされ(財産移転法 130 条例外規定)、これらの権利に係る譲渡について裏書(endorsement) その他の書面があるときは、約款中の契約は、譲渡人のもとで締結されたのと同様なものとして権利を取得する(財産移転法 134 条)。

<sup>44</sup> 原文どおり「譲渡」と訳出しているが、文脈からすると「譲渡人」のことを指すものと思われる。

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> ①書面により、②譲渡人又は正当に授権された代理人によって署名(譲渡人が署名を拒む場合は、譲受人又はその代理人による署名)され、③譲受人の氏名と住所を規定していること、である。

#### 第2 譲渡人の保証責任

譲渡人が債務者の支払能力を保証した場合、契約に反対の規定がないときは、譲渡 人は譲渡時の支払能力のみを保証したものとされ、かつ債権譲渡の対価が支払われる こととなっているときは、その対価を限度として保証責任を負う(財産移転法 133 条)。

#### 第3 担保のための債権譲渡

債権が現在又は将来の債務を担保するために譲渡された場合、その譲渡された債権は、譲渡人によって受領されたとき又は譲受人によって回収されたときは、まずかかる回収に要した費用に充てられ、次に譲渡によってその時点において担保される額の満足に充てられ、最後に残額は譲渡人又は受領権限を有する者に帰属する(財産移転法 134条)。

#### 第4 その他

判事、法律実務家 (legal practitioner)、又は裁判所関係役員は、債権を買い、密売買 (traffic in)をし、これについて約定し、又は債権について持分若しくは利益を得ては ならず、裁判所はかかる取引の対象となった債権の請求を認めてはならないとされて いる (財産移転法 136条)。

なお、財産移転法第 8 章の債権譲渡に関する規定は、株式、持分若しくは債券 (debenture) 又は当面の間法若しくは慣習によって流通性のある (negotiable) とされる証書その他の動産権限商業証券 (mercantile document of title to goods) 46には適用されないものとされている (財産移転法 137条)。

# 第7章 会社法

会社法のうち、「契約 (contracts)」の見出しに含まれる諸規定(会社法88条から91条

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> "mercantile document of title to goods"とは、船荷証券(bill of lading)、埠頭倉庫証券(dock warrant)、倉庫証券(warehouse-keeper's certificate)、鉄道証券(railway receipt)、金銭支払証券(warrant)、又は動産引渡命令(order for the delivery of goods)を含み、動産を占有していること若しくは支配していることの証拠として一般に通常の商取引過程において用いられているその他の書面、又は、裏書若しくは引渡しにより、書面の占有者が、表示された動産の譲渡若しくは受領について代理権を与えている若しくは与える趣旨であることを示している書面を含む。

**D**まで)について、以下に取り扱うこととする。この「契約」の見出しに含まれる規定は、 以下のとおり、会社の契約締結の権限等について規定する。

#### 第1節 会社のために締結する契約の要件及びその効果

私人間で締結されるために法令により書面によること及び権限を有する者による署名が必要とされる契約は、書面により、かつ会社のために行為する明示又は黙示の権限を有する者の署名をもって、会社のために締結することができる。当該契約の変更及び終了についても同様である(会社法 88 条 1 項(i))。

また、私人間で締結されるために法令により書面によらず口頭のみによってなされても有効とされる契約は、会社のために行為する明示又は黙示の権限を有する者は、口頭で、会社のために締結することができる。当該契約の変更及び終了についても同様である(会社法 88 条 1 項(ii))。

会社法 88 条の規定により締結された契約は、法令上有効であり、場合に応じ、会社、 その承継人、その他全当事者、それらの承継人・法定代理人を拘束する(会社法 88 条 2 項)。

#### 第2節 為替手形及び約束手形等の作成等

為替手形 (bill of exchange) 及び約束手形 (promissory note) 等は、権限を有する者により、会社の名義で、会社により若しくは会社のために又は会社の代理で、作成され、振り出され、引き受けられ又は裏書された場合には、会社のために作成され、振り出され、引き受けられ又は裏書されたものとみなされる (会社法 89条)。

## 第3節 その他

以上に加えて、会社のために署名を行う権限の授権、ミャンマー国外における会社公印及び会社のために締結される契約等に関して利害関係を有する取締役の規律等について規定されている(会社法 90 条から 91 条 D まで)。

#### 第8章 不法行為法

ビルマ法典第9巻第10編は死亡事故法を所収している。

死亡事故法は4条からなる法律で、人を死亡させる不法行為があった場合に遺族に訴権を与える規定等が置かれている。ビルマ法典には、その他の不法行為一般に関して規定し

た特別の法典は見当たらない。この点、ミャンマーの法律家にヒアリングを行ったところ、 ミャンマーにおいては明文の不法行為法は存在しないとのことである<sup>47</sup>。

これを受け、不法行為の被害者はいかなる根拠に基づきいかなる司法的救済を得られるのかという点についてもヒアリングを行った。これに対しては、当該事案・事実を裁判所に提示し、裁判所が損害賠償その他の必要な救済を命じることがあり得る旨の回答を得ることはできたが、その法的根拠については必ずしも明確な回答を得るに至らなかった⁴8。この分野においては裁判所によるコモンロー又はエクイティ的な救済が行われているのではないかと推察されるが、詳細は不明である。また、ある法律家によれば、ミャンマーにおいては民事法と刑事法が明確に分化しておらず、ある事案について刑事手続が開始されてしまうと民事上の救済を求めることは不可能であるとのことである。そのため、ミャンマーにおいては不法行為による損害については、民事訴訟を通じた解決よりも保険による救済を得ることが重要であるとのことである。この真偽についても本調査において確認するには至らなかった。

以上

\_

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> この点については複数の法律家が一致して述べていたことであるため、おそらく正確であると考えられ

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> なお、特定救済法により不法行為が行われた場合に仮処分的な救済を裁判所が命じることが可能である。 しかし、これも権利侵害がある場合の救済を定める法律であり、不法行為の一般法ではない。